

令和 6 年度

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表

嘉麻市人事秘書課

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の採用・退職及び職員数の状況

(1) 採用者数及び退職者数の状況（令和5年度退職者数及び令和6年度採用者数）

（単位：人）

区 分	退職者数				採用者数		
	定年	勸奨	その他	合計	大学卒	短大・高校卒	合計
一般職員	1	2	6	9	3	1	4
技能労務職員	1			1			
合 計	2	2	6	10	3	1	4

- （注） 1 技能労務職員とは、自動車運転手、調理員、用務員等をいいます。
2 退職者数の「その他」とは、自己都合、死亡、免職等による退職を示しています。
3 職員の再任用、再任用の任期満了、任期更新及び任期付教諭の退職並びに採用を除いています。
4 定年には旧定年年齢（定年引上げ前の定年年齢）での退職を含みます。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			R6.4.1	R5.4.1		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
		総 務	92	95	△3	退職不補充による減
		税 務	17	18	△1	係内統合による減
		民 生	98	102	△4	退職不補充による減
		衛 生	20	21	△1	退職不補充による減
		労 働	0	0	0	
		農林水産	20	21	△1	業務の見直しによる減
		商 工	8	6	2	観光事業強化による増
		土 木	29	30	△1	退職不補充による減
		計	289	298	△9	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 82.73 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 74.21 人)
	教育部門		71	74	△3	任期付教諭の退職による減
	消防部門		0	0	0	
	小 計		360	372	△12	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 103.06 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 92.30 人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道		12	12	0	
	国保・介護		28	28	0	
	小 計		40	40	0	
合 計			400 [513]	412 [513]	△12	人口 10,000 人あたり 114.51 人

- （注） 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

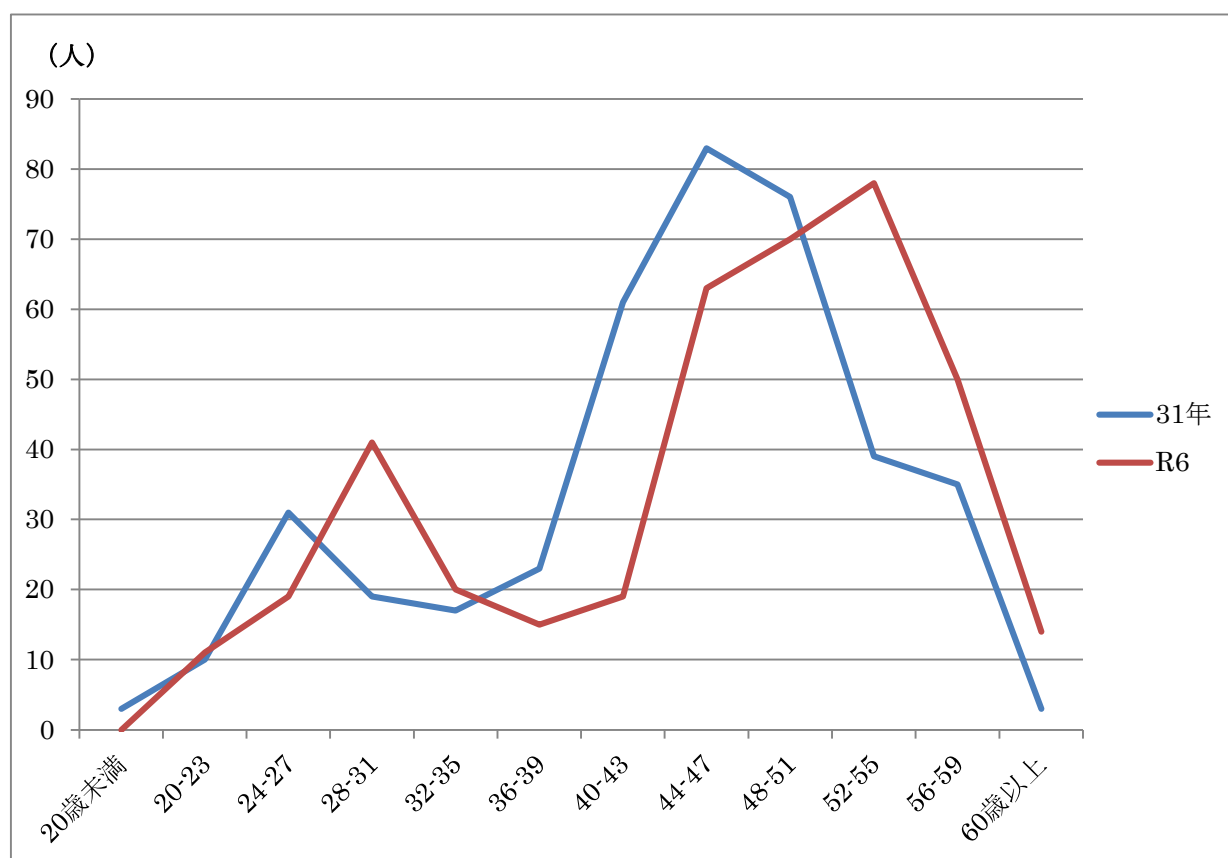
(3) 職員数の推移

(単位：人)

年度 部門別	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間の 増減数 (率)	
一般行政	304	306	304	302	298	289	△15	△4.9%
教育	57	73	76	83	74	71	14	24.6%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0%
普通会計計	361	379	380	385	372	360	△1	△0.3%
公営企業等会計計	39	41	39	40	40	40	1	2.6%
総合計	400	420	419	425	412	400	0	0%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 年齢別職員構成の状況 令和 6 年 4 月 1 日現在



(単位：人)

区 分	20 歳 未 満	20 ～ 23 歳	24 ～ 27 歳	28 ～ 31 歳	32 ～ 35 歳	36 ～ 39 歳	40 ～ 43 歳	44 ～ 47 歳	48 ～ 51 歳	52 ～ 55 歳	56 ～ 59 歳	60 歳 以 上	合 計
職 員 数	0	11	19	41	20	15	19	63	70	78	50	14	400

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R4 年度の 人件費率
R5 年度	34,929 人	28,444,926 千円	460,995 千円	4,127,615 千円	14.5%	11.8%

(注) 1 普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を合算したものです。

2 人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

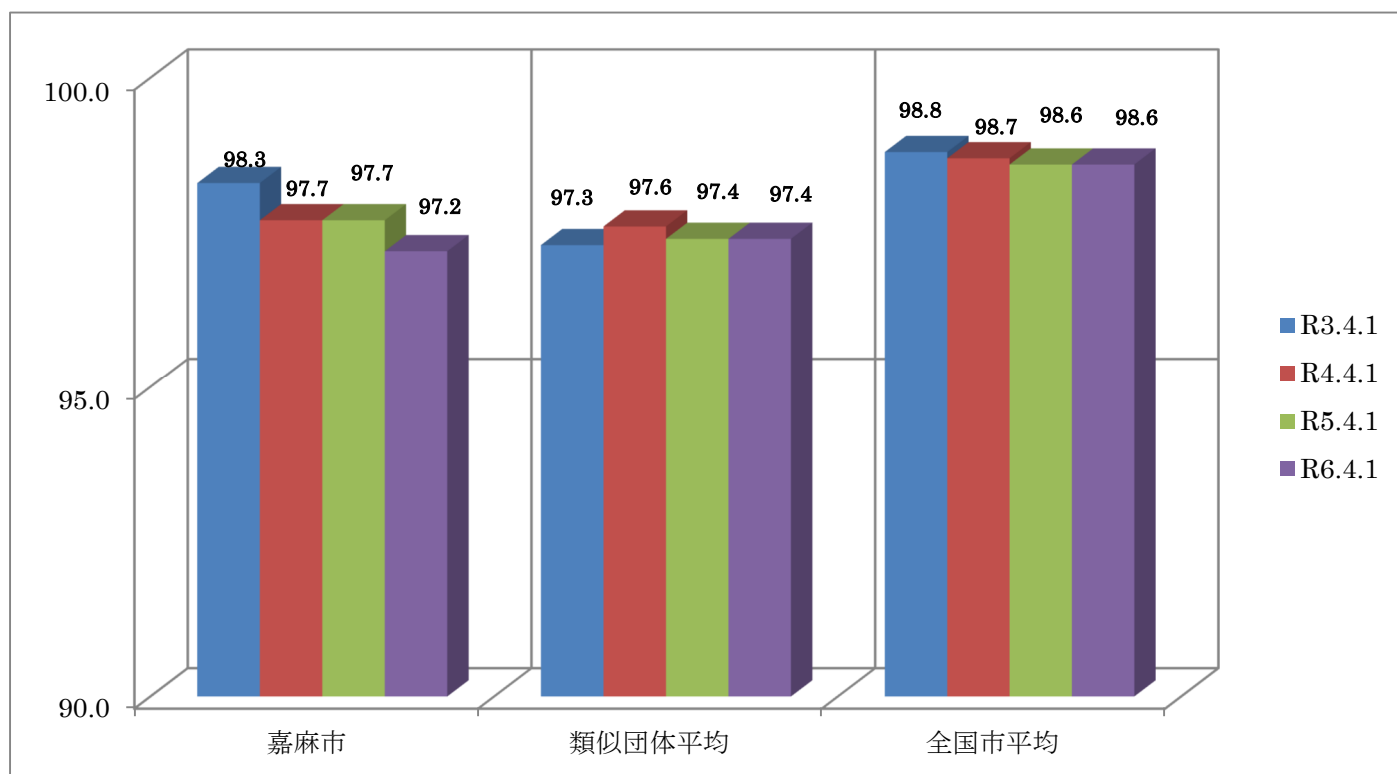
② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均 1 人当 り 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	372 人	1,446,029 千円	214,290 千円	589,570 千円	2,249,889 千円	6,048 千円	5,874 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数です。

③ ラスパイレス指数の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

④ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日

（内容）一般職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。若年層については据置きとし、高齢者層については最大４％引下げ。激変緩和のため、現給補償を実施（平成３１年３月３１日経過措置を終了）。

他の給料表についても、一般職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

○その他の見直しの内容

管理手当について、国と同様に見直しを実施。（令和４年４月１日実施）

⑤ 特記事項

平成１９年４月１日から、市の厳しい財政状況を踏まえ、管理職手当について特例で２０％の減額を実施。

※令和４年４月１日から減額を廃止。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

○ 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	45.5 歳	336,800 円	393,900 円	350,919 円
福岡県	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	315,593 円	372,997 円	342,418 円

○ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	55.0 歳	362,200 円	388,700 円	379,182 円
うち学校給食職員	56.0 歳	369,400 円	393,566 円	383,175 円
うち清掃職員	—	—	—	—
うち用務員	54.0 歳	344,100 円	361,280 円	353,433 円
福岡県	53.9 歳	308,506 円	363,394 円	339,367 円
国	51.2 歳	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	53.2 歳	304,456 円	329,329 円	316,820 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当、通勤手当、管理職手当、管理職特別勤務手当を除いたもの）で算出しています。

② 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		嘉 麻 市	福 岡 県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	— 円	— 円
	中学卒	151,200 円	— 円	— 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

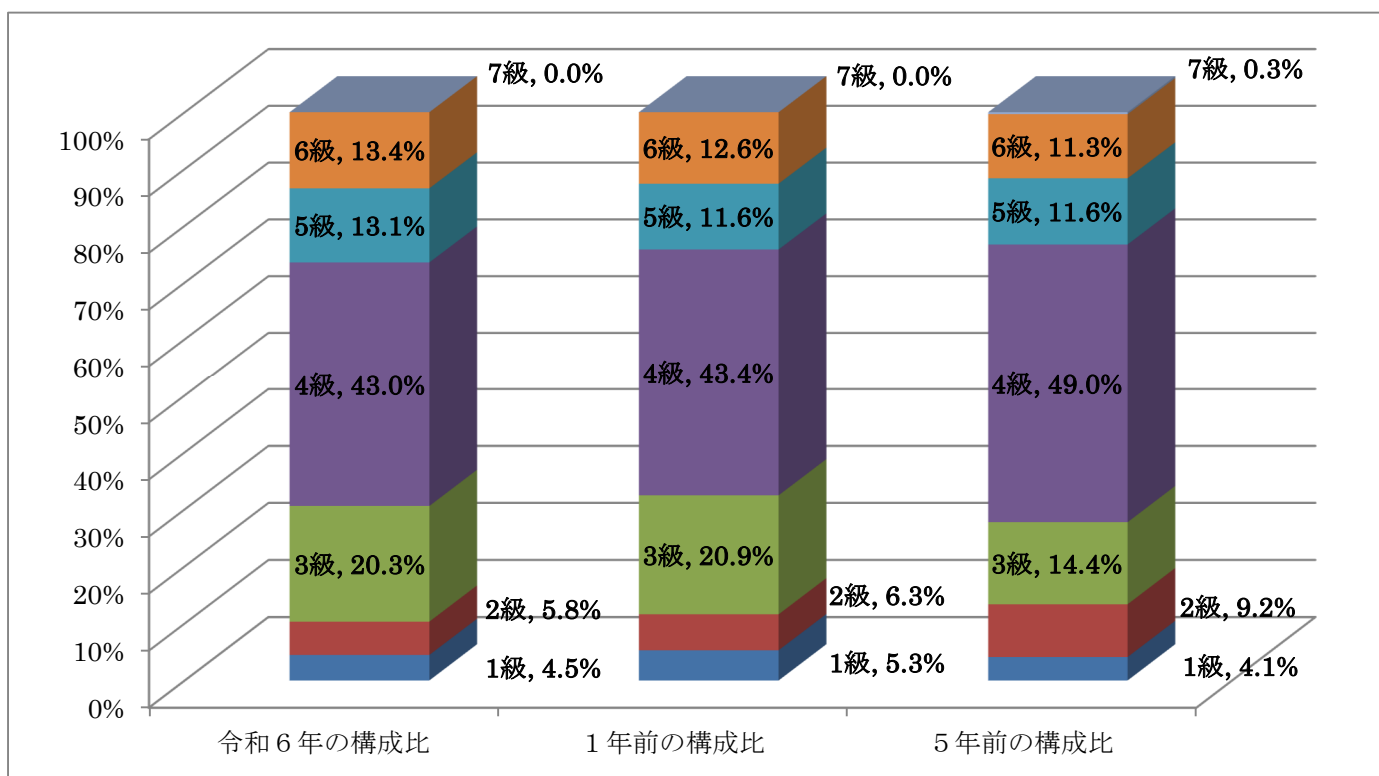
区 分		経験年数 10年未満	経験年数 15年～ 20年未満	経験年数 20年～ 25年未満	経験年数 25年～ 30年未満
一般行政職	大学卒	253,600 円	317,300 円	362,900 円	381,900 円
	高校卒	227,200 円	— 円	308,900 円	365,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	347,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	13人	4.46%	183,500円	258,100円
2級	主任主事	17人	5.84%	230,000円	308,500円
3級	主任	59人	20.27%	261,300円	354,700円
4級	係長（56）、主査（69）	125人	42.95%	287,300円	393,400円
5級	課長補佐（37）、局長補佐（1）	38人	13.05%	309,800円	402,500円
6級	課長（30）、福祉事務所長（1）、参事（4）、局長（3）、会計管理者（1）	39人	13.40%	335,000円	418,000円
7級	総合調整監	0人	0.00%	373,400円	450,900円

- (注) 1 嘉麻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月1日から実施

(4) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

嘉麻市	福岡県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,485千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,637千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成30年度から実施

③退職手当（令和6年4月1日現在）

嘉麻市	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算 措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 1人当たり 平均支給額 263千円 17,847千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算 措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 定年には旧定年年齢（定年引上げ前の定年年齢）での退職を含みます。

③地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			289 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			289,080 円
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
一般職の職員の給与に関する法律第 1 1 条の 3 に定める地域に在勤する職員	10%	1 人	10%

④特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	1 件当たり 500 円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	1 件当たり 3,000 円

（注） 特殊勤務手当の支給実績額及び手当の名称は、任期付職員の教諭にかかるものを除きます。

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	97,007 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	269 千円
支給実績（令和4年度決算）	108,869 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	305 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 6,500 円 2. 配偶者以外 1 人につき 満 22 歳の年度末までの子 10,000 円 上記以外の方 6,500 円 3. 満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同		35,996 千円	223,577 円
住居手当	1. 借家、借間居住者 28,000 円を限度に支給	同		23,531 千円	280,130 円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000 円 2. 自動車等使用者 片道 2 km 以上 2,000 円 ～最高 31,600 円	同		24,313 千円	66,067 円
管理職手当	1. 総合調整監 53,000 円 2. 福祉事務所長・会計管理者 技監・総務課長 44,000 円 3. 課長級 41,000 円 4. 課長補佐・参事補佐 31,000 円	同		29,872 千円	378,126 円
管理職員 特別勤務手当	勤務1回につき 1. 7 級 8,000 円 2. 6 級 6,000 円 3. 5 級 4,000 円	同		502 千円	— 円

（注） 管理職手当の額は令和4年4月1日より定率制から定額制へ変更。

(5) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	765,000 円 (850,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副市長	619,200 円 (688,000 円)	989,000 円／587,300 円 816,000 円／594,000 円
報酬	議 長	432,000 円	580,000 円／332,000 円
	副議長	389,000 円	510,000 円／290,000 円
	議 員	370,000 円	480,000 円／260,000 円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合)	
	副市長	3.40 月分（役職加算 20%）	
	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副議長 議 員	3.40 月分（役職加算 20%）	
退職手当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副市長	765,000 円×在職月数/12×510/100 15,606,000 円 任期満了時（任期毎） 619,200 円×在職月数/12×300/100 7,430,400 円 任期満了時（任期毎）	

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業（水道事業）職員の状況

① 職員給与費の状況

区分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の 総費用に占める 職員給与費比率
R5年度	612,125 千円	△18,520 千円	132,555 千円	21.7%	19.1%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
R5年度	14人	54,365 千円	9,747 千円	22,350 千円	86,462 千円	6,176 千円	6,118 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

3 職員には、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
嘉 麻 市	43.8 歳	323,601 円	514,655 円
市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

○ 期末・勤勉手当

嘉麻市	市町村平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,596千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,505千円
（令和5度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 退職手当（令和6年4月1日現在）

嘉麻市	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算 措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 1人当たり 平均支給額 0千円 16,788千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算 措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 定年には旧定年年齢（定年引上げ前の定年年齢）での退職を含みます。

○ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和５年度決算）			0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			0円
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

○ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0千円	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	1件当たり	500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	1件当たり	3,000円

○ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	4,612 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	384 千円
支給実績（令和４年度決算）	2,881 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	221 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外金手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

○ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和５年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (令和３年度決算)
扶養手当	１．配偶者 6,500 円 ２．配偶者以外 １人につき 満 22 歳の年度末までの子 10,000 円 上記以外の方 6,500 円 ３．満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子 １人につき 5,000 円加算	同		2,685 千円	268,500 円
住居手当	１．借家、借間居住者 28,000 円を限度に支給	同		1,008 千円	336,000 円
通勤手当	１．交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000 円 ２．自動車等使用者 片道 2 km 以上 2,000 円 ～最高 31,600 円	同		578 千円	41,285 円
管理職 手当	１．総合調整監 53,000 円 ２．福祉事務所長・会計管理者 技監・総務課長 44,000 円 ３．課長級 41,000 円 ４．課長補佐・参事補佐 31,000 円	同		864 千円	432,000 円
管理職員 特別勤務手当	勤務１回につき １．７級 8,000 円 ２．６級 6,000 円 ３．５級 4,000 円	同		0 千円	—

３ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（令和６年４月１日現在）

１日の勤務時間	１日の執務時間の割り振り	
	執務時間	休憩時間
７時間４５分	８：３０～１７：００	１２：１５～１３：００
１週間の勤務時間	週休日・休日	
３８時間４５分	週休日：土曜日・日曜日 休日：祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）	

（注）公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員（保育所、図書館等に勤務する職員）については、上記とは異なります。

(2) 休暇等の概要（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容
年次有給休暇	1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
12,118 日	4,784 日	15.5 日	39.4%

（注） 市長部局の職員の取得状況です。

(4) 介護休暇の取得状況

令和5年度 0 名

(5) 育児休業の取得状況（令和5年度の新規承認者）

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

（単位：人）

区分	取得者数	承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性	1	1					
女性	3		3				
計	4	1	3				

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（令和5年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

（単位：人）

処分事由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			14		14
職に必要な的確性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
合 計			14		14

(2) 懲戒処分状況（令和5年度）

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

（単位：人）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					
合 計					

(3) 職員の服務の状況

職員には服務及び身分上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は以下のとおりです。なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例・規則等で定める一定の条件のもと、免除又は許可を行うことができます。

服務及び身分上の義務 (地方公務員法)	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
------------------------	---

5 職員の研修の状況（令和5年度）

区 分		研修名又は概要	受講者数
庁 内 研 修		人権・同和問題研修	356 人
		新人・若手職員育成研修	3 人
派 遣 研 修	自治大学校		0 人
	市町村職員中央研修所	地域運営組織の形成と運営	3 人
	全国市町村国際文化研修所	イベントと地域の活性化	4 人
	福岡県市町村職員研修所	政策法務研修	46 人
	日本経営協会	社会保険の基本実務	11 人
	福岡県建設技術情報センター研修	橋梁補修に関する発注者業務研修	2 人

6 職員の福祉等の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（令和5年度）

区 分	実施日	受診者数
定期健康診断	令和5年7月 ～ 12月	408 人

(2) 公務災害の発生状況（令和5年度）

区 分		発生件数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	1 件
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	
	出張中の負傷	
	レクリエーション参加中の負傷	
	その他の行為中の負傷	
通勤災害		1 件

(3) 職員厚生会の状況

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、嘉麻市職員厚生会を設置し、会員（職員）間相互の親睦、保健、スポーツ振興などの事業を行っています。

区 分	内 容																																									
会員数	422 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）																																									
運営費	会員からの会費及び市からの補助金																																									
会費率	給料月額の 4/1000																																									
補助率	会員給料総額の 4/1000																																									
運営費収支の状況	令和 5 年度嘉麻市職員厚生会決算																																									
	<table><tr><td colspan="2">項目</td><td>金額</td></tr><tr><td rowspan="5">収入</td><td>会費</td><td>6,876,151 円</td></tr><tr><td>市からの補助金</td><td>6,905,710 円</td></tr><tr><td>給付金</td><td>5,100,000 円</td></tr><tr><td>前年度繰越金</td><td>10,196,868 円</td></tr><tr><td>その他</td><td>6,369 円</td></tr><tr><td colspan="2">収入合計 A</td><td>29,085,098 円</td></tr><tr><td rowspan="8">支出</td><td>需用費</td><td>39,000 円</td></tr><tr><td>手数料</td><td>2,530 円</td></tr><tr><td>親睦会費</td><td>0 円</td></tr><tr><td>各助成金</td><td>180,000 円</td></tr><tr><td>体育事業費</td><td>79,811 円</td></tr><tr><td>給付金</td><td>5,112,430 円</td></tr><tr><td>負担金</td><td>11,913,840 円</td></tr><tr><td>その他</td><td>100,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">支出合計 B</td><td>17,427,611 円</td></tr><tr><td colspan="2">収支差引き（翌年度繰越金） A－B</td><td>11,657,487 円</td></tr></table>		項目		金額	収入	会費	6,876,151 円	市からの補助金	6,905,710 円	給付金	5,100,000 円	前年度繰越金	10,196,868 円	その他	6,369 円	収入合計 A		29,085,098 円	支出	需用費	39,000 円	手数料	2,530 円	親睦会費	0 円	各助成金	180,000 円	体育事業費	79,811 円	給付金	5,112,430 円	負担金	11,913,840 円	その他	100,000 円	支出合計 B		17,427,611 円	収支差引き（翌年度繰越金） A－B		11,657,487 円
	項目		金額																																							
	収入	会費	6,876,151 円																																							
		市からの補助金	6,905,710 円																																							
		給付金	5,100,000 円																																							
		前年度繰越金	10,196,868 円																																							
		その他	6,369 円																																							
	収入合計 A		29,085,098 円																																							
	支出	需用費	39,000 円																																							
		手数料	2,530 円																																							
		親睦会費	0 円																																							
		各助成金	180,000 円																																							
		体育事業費	79,811 円																																							
		給付金	5,112,430 円																																							
負担金		11,913,840 円																																								
その他		100,000 円																																								
支出合計 B		17,427,611 円																																								
収支差引き（翌年度繰越金） A－B		11,657,487 円																																								
主な事業	○親睦会																																									
	○レクリエーション助成																																									
	○スポーツサークル等助成																																									
	○慶弔等給付金																																									
	・ 結婚祝金 60,000 円又は 30,000 円																																									
	・ 退職記念品料 5,000 円～100,000 円																																									
	・ 出産祝金 30,000 円																																									
	・ 入学祝金 20,000 円又は 10,000 円																																									
	・ 死亡弔慰金 10,000 円～500,000 円																																									
	・ 入院見舞金 50,000 円又は 20,000 円																																									
	・ 銀婚祝金 60,000 円																																									
	・ 無給会員給付金 1 月：100,000 円																																									
	・ 育児休業援助金 1～6 ヶ月：40,000 円/月、7 ヶ月以降 20,000 円/月																																									
	・ 介護休業援助金 1 日：4,000 円																																									
	・ 勤続祝金 10,000 円～30,000 円																																									
・ 無受給会員特別給付 10,000 円																																										
・ 還暦、長寿祝金 10,000 円・20,000 円・30,000 円																																										

7 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局から適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

令和5年度における措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

(単位：件)

区分		係属件数			処理件数							翌年 度へ の 繰越 A－B
		前年 度か らの 繰越	当 年 度 提 起	計 A	却下	取下	打切	棄却	認容		計 B	
								処分 承認	一部	全部		
分 限	降給			0							0	0
	降任			0							0	0
	休職			0							0	0
	免職			0							0	0
懲 戒	戒告			0							0	0
	減給			0							0	0
	停職			0							0	0
	免職			0							0	0
その他				0							0	0
計				0							0	0